

氏名(本籍)	西澤 まゆみ (青森県)		
学位の種類	博士(仏教学)		
学位記番号	博仏甲第32号		
学位授与の日付	平成28年3月20日		
学位授与の要件	学位規程第5条第1項該当		
学位論文題目	道元禪師と日本中世社会 —教化の諸相を中心として—		
論文審査員	主査	駒澤大学教授	石井 清純
	副査	駒澤大学名誉教授	文学博士 石井 修道
	副査	駒澤大学教授	石井 公成

論文内容の要旨

第一章では、京都興聖寺を離れた理由として、また、道元禪師の晩年における教化観として広く知られている「一箇半箇の接得」という文言に注目した。

本章の課題は、道元禪師の教化観は「弘法救生の志」から、「一箇半箇の接得」に変化したのかどうかを明らかにすることにあつた。

考察の結果、「一箇半箇の接得」という文言は、『宝慶記』『行業記』には見られず、道元禪師の示寂二〇〇年後に著述された道元禪師の伝記である『建擲記』にのみ見られる文言であつたことを指摘し、道元禪師の著作には、「一箇半箇」という文言は十箇所に見られたが、その意味は直接的には「わずかな」を意味するものの、その文言を用いた文章の意図は、「すべての人」「まったくくない」など、「わずかな」という意味を結果的に払拭したものとなつていた。道元禪師の著作から教化観を探ったところ、教化の対象は限定されることなく、万人に開かれていること、何よりも道元禪師が「一箇半箇の接得」を説かなかつたこと、それは如浄禪師においても同様であり、『建擲記』にのみみられる道元禪師像は、道元禪師の著作に遡って、求めることが不可能であり、求めるべきではないことを明らかにした。

第二章では、全ての人を教化の対象とする道元禪師の意識と、それを阻むであろう「結界」という概念に注目した。寺院への出入りに制限を設ける意味である「結界」がある限り、教化の対象は限定されることになるからである。

本章の課題は、結界に対する批判が書かれた二十八巻本「礼拝得髓」の選述意図と、道元禪師における「結界」とは何か、ということを明らかにすることにあつた。

考察の結果、二十八巻本「礼拝得髓」の撰述意図は、法会が出家・在家に限らず、また、男女に限らず、全ての人に開かれるべきことを門下(出家・在家)に徹底させることにあつたのではないかと、という

ことを提示し、道元禅師の「結界」とは、持戒者であること、法に対する理解があること、修行をしていることを条件として、そのような出家者が、結界の象徴でなければならないこと、そして、仏の世界と衆生の世界を出家者が法会によって結ぶ、という意味であったことを論じた。

第三章では、女人を教化の対象とする時、女身成仏の否定が道元禅師の説示にみられることに注目した。

本章の課題は、女人成仏思想が日本中世社会においてどのように説かれ、理解されていたのか、また、道元禅師の女身成仏否定の真意を明らかにすることにあつた。

考察の結果、女身成仏否定の真意は、仏身となるためには、僧身（＝出家）となり、行を満たし、法に対する理解が伴わなければならないことにあることを指摘した。

また、日本中世社会は、草木ですら成仏することが当然であるという思潮の下、女身成仏説は差別思想ではなく、必ず成仏出来るという確約の表現として使われていたこと、また、変成男子説は施主である女人に説かれない事例がみられたこと、女身成仏が説かれる『法華経』「提婆達多品」の講説日は、釈尊の前生譚を偲び、盛大になされ、講説を開催すること・『法華経』を装飾すること等といった作善を積んだ者には後世善処・現世利益が約束されたことから、「提婆達多品」の結縁者は、権力的地位にある人物やそれに親しい者の可能性があることなどを論じ、『法華経』の講説者によっては、全ての有情が成仏するとされた成仏観は、道元禅師においては否定される成仏観であったことを論じた。

第四章では、道元禅師の門下となるに当たっての規矩である「重雲堂式」に注目した。

本章の課題は、「重雲堂式」撰述の意図・説示対象・「坐禅は僧堂のごとくすべし」の解釈・「重雲堂」とは如何なる概念をもつ言葉なのか、そしてその撰述意義を明らかにすることにあつた。

考察の結果、「重雲堂式」撰述以前に繰り返し説示された内容が「重雲堂式」に反映されていること、日本中世寺院における様々な寺院法にその性格が近似していること等から、「重雲堂式」を寺院法として位置づけ、入門者に徹底させることを意図したものであり、興聖寺がどのような理念をもつ僧団であるかを対外的に示し、他の寺院にみられる権威ある在家者による干渉・支配を回避することをも意図したのではないかということなどを指摘した。「坐禅は僧堂のごとくすべし」とは、他寺院・白衣舎において安居する門下に対する説示であろうこと、その「重雲堂式」撰述の意義とは、道元禅師と、その示寂直後、塔頭や子院など個人的な空間として分裂しなかったことに求めた。

第五章では、教化にあたり、「懺悔・滅罪」という文言に注目した。

本章の課題は、道元禅師における入門者・齋会に参加する在家者・修行者に共通の「懺悔・滅罪」における「滅罪」の定義を明らかにすることにあつた。

また、報いの消滅のために人々がなすこととは何か、日本中世社会において在家者は何を罪と認識していたのかについても言及した。

更に、道元禅師の因果とは信ずるべきものなのか、あきらめるべきものなのかについても「信」という文言に注目し考察を試みた。

考察の結果、道元禅師の「滅罪」とは、懺悔によって悪業の報いを消除することではなく、今後

において罪を造らないことを誓い、努力することであり、善業も悪業もその果は必ず受ける、という概念を持つことを指摘した。

また、日本中世における在家者にとっての罪とは不孝であり、また、課税から逃れることや、濫りに訴訟を起こすこと等も罪と認識されていた。また、滅罪の行為とは、塔を起てること、写経すること、橋を造ることなどが見られた。

道元禅師の因果論を『随聞記』の説示に依り、悟道者であっても因果を免れることが出来ないこと、それは『大智度論』の「釈尊に報いがあるとするのは方便である」という立場を採らないものであることを示した。また、道元禅師の用いる「信」には、あきらめること、すなわち、慧という概念を有し用いられていること等を論じた。

第六章では、冥界と顕界という日本中世社会の世界観から、出家者と在家者の関係に注目した。

本章の課題は、道元禅師における神祇信仰が神国思想を持つものかどうか、顕密仏教寺院においては神祇信仰と神国思想は民主支配のイデオロギーとして機能していたが、道元禅師においてはそれが認められるのかどうかといったこと等を明らかにすることにあった。

また、在家者が求める大果とは何か、出家者の大果と同じなのかどうか、という視点に立ち、在家者が作善・持戒によって期待したものとは何か、道元禅師は在家者の善業に如何に応えたかについても言及した。

考察の結果、道元禅師に民衆支配の思想としての神国思想は見られないものの神祇信仰は見られること、日本中世社会の思潮であった冥界と顕界の関係から、諸仏・諸神と衆生とを媒介する役割を出家者が担っていたことを指摘した。そのためには、出家者は真の福田たるべきことを説示し、施主のために尽力する姿勢が道元禅師の思想に見られたこと、また、在家者は、世俗的利益を求めることを仏教に求め、それは、出家者の志す、衆生済度やさとりとは異なるものであること等を論じた。

第七章では、世俗における作善行為としての、伽藍建立や造像・造塔に注目した。

本章の課題は、『随聞記』と「発菩提心」にみられる伽藍観に対する説示の相違、また、出家者による追善とは何かを明らかにすることにあった。

考察の結果、道元禅師は在家者に造塔・造像を勧めるものの、出家者にはそれを認めなかったこと、そして、在家者には在家者がなすべき追善の方法を認め、出家者のなすべき追善とは、亡き人への法施であることを指摘した。

また、伽藍建立は、執着の対象となってはならないという戒めを前提として、道元禅師における所願であったことを提示した。

第八章では、「祈晴上堂」を通して道元禅師における社会性に注目した。

本章の課題は、出家者が世俗社会とどのように関わったのか、日本中世社会における出家者の存在意義を、言葉に対する信仰・儀礼執行者としての条件などに見出し、道元禅師の護国とはどのような思想なのかを明らかにすることにあった。

考察の結果、「祈晴上堂」は、道元禅師における社会性をもつ出家者としての役割の表れであり、日本中世社会における言葉の様式化といった言葉のもつ力と、儀礼執行者としての条件である、持戒

者・修行者・貴種性などを満たした道元禅師においてこそなされるべき儀礼であることを指摘した。

そして、道元禅師の護国とは、「護国」を冠する「重雲堂式」・『真字正法眼蔵（中）』に端的に表れていること、それは、戒定慧の三学を修することであると論じた。

第九章では、道元禅師の済度衆生に対する誓願に注目した。

本章の課題は、『弁道話』にみられる「大事」と『建搨記』の「尽未来際不離吉祥山示衆」（以下、「示衆」）にみられる「大事」の違いを明らかにし、「示衆」は『建搨記』にのみみられる示衆であることから、その内容が道元禅師の著作に矛盾するかどうかを導きだし、道元禅師における、さとりと誓願の関係性を明らかにすることにあつた。

考察の結果、『弁道話』にみられる「大事」とは、道心であり、「示衆」にみられる「大事」とは、さとりを指すのではないかということを指摘した。「示衆」は、衆生への教化が終わるまで、「さとり」には至らないという道元禅師における覚悟である。「示衆」は、永平寺を二度と離れないことを誓う示衆ではあるが、それは僧伽の役割、すなわち出家者の役割を離れないということであると解釈し、それは京都上洛という形ともなつて表れており、早い時期にはそれは入越という形に見られ、「示衆」は『建搨記』にのみ見られる示衆ではあるものの、道元禅師の教化観と矛盾しないことを論じた。

論文審査結果の要旨

当該論文は、道元禅師の教化に関する意識や手法について、これまでの研究において確定的な方向性を見出し得なかつた種々の課題について、日本中世の社会構造等を踏まえることによって見直しを図ろうとしたものである。広く先行業績を取り上げ、それらを網羅的に分析した上で、社会的視点という新たな角度からの検討を加え、さらにそこから、日本中世の出家者集団の存在意義に対する提言にまで発展させている。他分野の資料の扱いに関しては未熟さも目立つが、従来の道元禅師研究に一石を投じた意欲的な研究といえ、博士（仏教学）の学位を授与することを可とする。

審査結果：

当該論文は道元禅師の教化に関する意識や手法に関する研究において、これまで確定的な見解を見ていなかった内容について、日本中世の社会観および歴史観を踏まえながら多角的に検討することを目的としたものである。

第1章においては、道元禅師の晩年における教化観として知られている「一箇半箇の接得」という言葉に注目している。これは、道元禅師の教化観が「弘法救生」から、「一箇半箇の接得」に変化したとされる従来の説を再検討するものであり、考察の結果、「一箇半箇の接得」という言葉が、『建搨記』にのみ見られる言葉であり、かつ、道元の著述における「一箇半箇」という語の用例から、それが、辞書的な「わずかな」という意味から、「すべて・全員」と、例外なきことを表現するために用いられていることを指摘し、そこに見える道元禅師の教化の意識が、「晩年に至って真の後継者を育成する教化観に変化したという道元禅師像とは、真逆の姿勢を捉えることが出来る」（84頁）と結論

づけている。これは、従来の論考にはない画期的な見解といえる。

第2章では、第1章において導かれた道元禅師の教化観の対極にある「結界」の概念に注目している。まず、日本仏教各派における結界の諸相について確認し、日本中世社会における多くの寺院では、女人禁制とはなっていないか、戦時下において寺院はあらゆる人々の避難場所となっており、高齢の女人に対しては親族に限り、寺院内に居住することが可能であったことを指摘する。そして、その前提に立って、『正法眼蔵』「礼拝得髓」巻の附記における「女人結界」への批判を取り上げ、その内容から道元禅師の結界に関する意識を導き出そうとしたものである。

中世日本の仏教各派の様相について、極めて丹念に、かつ網羅的に分析してはいるものの、道元禅師側の資料が「礼拝得髓」巻に限られているため、十分に説得力のある対比となりきっていない面も存在するが、道元禅師の結界観を、固定された境界の内側を意味するのではなく、「仏法を行じている清らかな場所」という極めて観念的なものであったとする結論は、これまでの論考に類を見ないものであるといえる。

第3章は、「女身成仏」説について、『正法眼蔵』「出家功德」巻を中心に、道元禅師が男女に対し、等しい教化観を持っていたのかどうかを中心課題として考察を進めたものである。

かかる課題の下、女人成仏思想が、日本中世社会においてどのように説かれ、受容されていたのかという時代背景と、道元禅師の女身成仏否定が『法華経』に見られる変成男子説の継承として捉えられるかどうか、という観点から論が進められている。

手順としては、まず日本中世社会における草木成仏説の受容形態から、女人成仏説が、成仏の確約の表現として使われていたこと、変成男子説は施主が女人である場合には説かれない事例がみられたことなど、変成男子の教理的解釈ではなく、説かれる対象の状況に併せて理解されていたことを指摘している。

また、法華八講中、女人成仏を説く「提婆達多品」の講説が最も盛んであったことに注目し、じつはそれが、純粋な信仰の現れというよりも、法華八講開催の中心人物が、名誉・権威を示すために「提婆達多品」を積極的に利用した可能性を指摘している。

これを受けて、道元禅師が、この成仏観を否定した理由について、それが、思想面での批判ではなく、かかる政治的社会的動きに対する批判であると結論づけている。さらに、『法華経』の女身成仏と対比されている文言が「男身成仏」ではなく「出家成仏」とみられたことから、むしろ男女の別ではなく、在家から出家へ、そしてそこから仏身となるという過程を意識してのものである可能性を指摘している。これも、従来にない新たな見解として評価することができる。

第4章は、『正法眼蔵』「重雲堂式」巻の内容的検討によって、道元禅師の「出家者」の行動原理を明確化しようとしたものである。

前章までは、道元禅師の教化の対象の設定と、その対象の成仏の定義を中心に論を展開していたの

に対し、本章の中心となる内容は、「重雲堂式」の説示対象、説示意图、「坐禅は僧堂のごとくすべし」の解釈、「重雲堂式」選述の意義、「重雲堂」の概念などを明らかにするものとなっている。

論証の手順としては、「重雲堂式」本文の詳細な検討を行い、それを日本古代および中世の寺院法と照らし合わせることによって、前述の課題について対比的に方向性を導こうとしたものである。これは、従来の曹洞宗学には見られない手法である。

結論としては、日本中世寺院における多くの寺院法にその内容が重複していることから、「重雲堂式」を、入門者には興聖寺での規矩を徹底させるため、対外的には、興聖寺がどのような理念をもつ僧伽であるかを示すことを意図した寺院法としての性格を持つものではないかと推論している。

また、「重雲堂」の「堂」が、特定の建物を指すのではなく、日本古代および中世の空間認識に依拠し、叢林全体を指す言葉として用いられたものと解釈できるという新たな見解を提示している。これは、「堂」を、そのまま特定の伽藍を指すものとして特定しようとしていた従来の学説を覆す、興味深い問題提起であるといえよう。

第5章では、道元禅師の懺悔・滅罪の概念を明確にすること、および、その後の曹洞宗における展開を確認することを目的に論証が進められている。

この章においても、やはり前提として、日本中世社会において、在家者において何が「罪」であると認識されていたのか、そして滅罪のためにどのような儀礼が行われていたかについて考察したのちに、主題へと展開する手法が採られる。

道元禅師の因果論については、『正法眼蔵』「三時業」巻、「深信因果」巻、を中心に、草稿本の修訂過程をも踏まえながら論じ、その後の展開については、『修証義』という、現代の曹洞宗の基本聖典を用い、道元禅師の因果論と対比的に検討することによって検討を行っている。

極めて網羅的ではあるものの、考察対象が広範に亘ったため、『正法眼蔵』以外の論述については、若干散漫になった部分も見受けられる。もっとも、仏教の根本理念である「因果論」について、社会や時代の変遷を盛り込みながら積極的に分析しようとしていることは評価できよう。

結論として、「業は不亡なり」（「三時業」巻）と、善業も悪業もその果は必ず受けるとする立場にある道元禅師の「滅罪」とは、懺悔によって悪業の報いを消除することではなく、今後において罪を造らないことを誓い、努力することであると結論づけている。

それぞれの論考は、説得力を持つものが多いが、たとえば、『正法眼蔵』六十巻本「三時業」巻（草稿本系）から十二巻本への修訂の意図については、「業の不亡」を強調するためであったという仮説のもとに論が進められているものの、それを十分に論証するに到っていない。このような踏み込みの甘さが、若干見受けられることも指摘しておかなければならないであろう。

第6章「福田考」は、日本中世社会における「冥界」と「顕界」という世界観に基づき、出家者と在家者の関係性の考察を行ったものである。

基本的な課題は、道元禅師における神祇信仰が神国思想を根底に置くものであるかどうかの確認と、

在家者の作善・持戒によってもたらされる功德の様相を明らかにするものである。

この章においても、中世社会の世界観全体を見据えて神祇信仰と神国思想を分析しており、その結果として、道元禅師に民衆支配の思想としての神国思想は見られないものの、正法の流布と国土の繁栄を関連付けることによって、正法に対する不信という選択をさせない方向性でこれを定義していることを指摘し、そこから、それが顕密仏教的であり神国思想の一変種であると言わざるを得ないこと、在家者に対する造像・起塔の肯定は、僧伽における経済基盤の確保という意味において領主的傾向を持つものではないか、という結論を導き出している。

神祇信仰については、神の存在を否定しないという程度の意味において否定される信仰ではなかったことを、具体的に、触穢思想、竈公諷経・土地龍神に依拠して導き出している。さらにそれが天皇における神祇信仰を否定するものではないことも確認しており、日本中世社会の常識でもあった冥界と顕界の関係から、諸仏・諸神と衆生とを結びつける役割を出家者が担っていたことを明確化している。

また、道元禅師が、出家者は真の福田でなければならないとし、そこで得られる「大果」についても論究し、在家者においては、世俗的利益の実現を仏教に求めることを意味し、出家者の志す「大果」とは、その内容が必ずしも一致していないことを指摘している。これによって、在家者における成道とは、在家道が成ずるという意味が含まれるため、在家者に対しては「成仏」という言葉ではなく、成道・得道という言葉が用いられたと分析している。

この章では、さらに、僧伽の経済的基盤についても考察を加えているが、道元禅師が、僧伽において出家者をあらゆる意味での絶対上位と見なしていることは控えるべきであるとしていることから、あらゆる序列が排除されることを理想としていたとする。その観点から建設されるのが、在家者に開かれた僧伽、在家者のためでもある僧伽であり、そこにおいて、福田思想に基づいた、在家者には世間道としての成道を認め、そこから出家へと誘引して行く事を理想とする教化観がみられると結論づけている。

これは、中世仏教教団の運営方式から見れば、さほど特殊な例とはいえない。しかし、道元禅師においては、教団形成の意識が希薄であったとされる通説に対して、明確な問題提起を行ったものであるといえよう。

第7章は、造像・造塔といった、教団施設に対する作善行為に注目し、その意義を探るものとなっている。具体的には、道元禅師の著述において、『随聞記』においては、その功德を「仏法興隆に非る也」と否定しているのに対し、『正法眼蔵』「発無上心」巻においては、「造塔・造仏等はまさしくこれ発菩提心なり」と、一見相反する表現が見られることに関して一定の方向性を見出そうとするものである。

これは、従来、種々論じられてきたものであるが、それらを網羅的にまとめつつも、その範疇に留まることなく、さらにインド以来の仏教史上における造塔・造像の功德の評価について俯瞰し、さらに、その日本的な位置づけを探るため、日本古代及び中世の説話や詩歌における関連事項を抽出分析

することによって、その社会的評価を見出そうという新たな手法を採用している。

考察の結果、「発無上心」巻においては、造塔・造仏だけではなく、様々なことが発心の因縁となるとされ、菩提心を発す契機のひとつとして造塔・造仏が説かれていることから、「発無上心」巻の説示対象は在家者である可能性が高く、とするならば、『随聞記』にみられる造塔・造仏を在家者の善事とする説示と矛盾はしない、と結論づけている。

第8章は、『永平広録』に収録される「祈晴上堂」を通して道元禅師における社会性についての考察を試みたものである。

考察に当たって、ここでもまず日本中世社会の災害観について、それらが信仰と関わりつつ、災害の回避・原因の除去には、朝廷から民衆に至るまで様々な祈祷が重層的に行われていることを、さまざまな用例で確認し、そのような儀礼執行者の条件には、清浄性・貴種を出身とする等が求められ、その効力が期待されていたことを指摘している。

それを踏まえ、道元禅師が、持戒者であること、修行を重んじ貴種の出身であること、さらに宋国の勅許寺院における最新の祈晴儀礼を体得している、という点において、当時の祈晴上堂を行う資格を完備した存在であったことを指摘している。

その資格において行われた「祈晴上堂」は、幕府からの民間委託という俯瞰的理解とともに、狭義としては波多野氏の勧請に応えたものであったと推測している。また、勧請者の波多野氏の職位により、永平寺は治安維持を目的とした監視下にあったことが想定し得ることから、勧請を受けてこの上堂を実施したことは、永平寺の社会性の現れであると推測している。

その他、祈晴の意図が国土安穩の護国思想にもとづきながら、その有効化には、出家者集団における継続的修行という後ろ盾が重要であることを指摘し、それらの諸要素から、日本思想史学、歴史学が道元禅師に付した評価の見直しを図ることを試み、それらの、道元禅師が社会性を欠いているという評価には妥当性がないことを指摘している。

第9章では、道元禅師の済度衆生に対する「誓願」に注目している。

その「誓願」の中心となるのは、『建搨記』に収録される「尽未来際不離吉祥山示衆」（以下「示衆」）における「大事を打開する」と「最正覚を成ぜん」という表現であり、これと、道元禅師自身の著述である『弁道話』にみられる「大事」との相違点を明確にしつつ、この「示衆」の内容を検討するものとなっている。

この「示衆」を取り上げたのは、これが『建搨記』にのみ見られるものでありながら、道元禅師の鎌倉行化との関連の上に置いて、思想的な転換を示したものとして重視される傾向にあり、その真偽を確定することが、本論の主題となる道元禅師の教化の諸相の分析へと直結するものであったからといえる。

考察の結果、『弁道話』にみられる「大事」とは、『随聞記』に拠り、「道心」であり、菩薩としての揺るぎない一歩を踏み出す決意表明という意味において、出発点を意味しているものとしている一

方で、「示衆」にみられる「大事」は、衆生済度の後に、未だあきらめていないことをあきらめる、という文言と「八大人覺」に抛り、釈尊と全く同じ意味でのさとりを指している可能性を指摘している。

以上に加え、「示衆」には、永平寺を二度と離れないことを誓いつつも衆生への教化が終わるまで、「さとり」には至らないということが記されている。それに照らしてみれば、道元禅師の入越・鎌倉行化・上洛という行為も意義づけることができ、この「示衆」は『建徳記』にのみ見られる内容ではあるものの、道元禅師の教化観と矛盾していないものと結論づけている。

結論においては、各章における論証により、最終的な道元禅師の教化に関する意識について、道元禅研究史を踏まえて、道元禅師が、永平寺において在家教化を放棄したとする評価が定着した背景に、1945年以後に、仏教と国家の関わりが過小評価されるようになったことが大きく影響しているとする。つまり、国家と関わる仏教は本来の仏教ではない、という視点が重視されるようになり、国家から距離をおいた仏教者が望ましいという視点から、宗祖を国家外の存在として位置づけるという流れが生じたことにより、道元禅師は国家や世俗から離れた存在としての一面が強調されるようになったという。

そのような評価に対し、本論の考察では、道元禅師の説く出家者像は、在家者の所願に応える福田でなければならず、勧請・布施に対し法施を以て臨む存在として位置づけられていたと分析されている。その観点からは、在家者を単純に切り捨てたという評価は見出し得ないというのである。

道元禅師における僧伽とは、仏神・出家者・在家者からなる、法によって結ばれている状態であり、出家者の専有する場所ではないことも指摘されていた。すなわち、永平寺は、現世利益と来世における救いを求める在家者・地域に必要とされる存在であり、それに応えるべきものであるという位置づけも、すでに道元禅師によってなされていたというのである。

論中では、それは、釈尊在世時に等しく、全ての衆生に開かれ、出家と在家が協働する場所や状態であることをその理想形としていたとされている。このような観点から、出家至上主義・在家放棄といった教化観は、明治維新以降の国家的宗教政策の変化や、戦後におけるその崩壊といった時代を背景に、ある程度恣意的に作り上げられたものであったことを指摘して結論としている。

以上が、西澤まゆみ氏の提出した学位請求論文「道元禅師と日本中世社会 ― 教化の諸相を中心として ―」の概要となっている。全体で1000頁を超える力作であり、かつ、冒頭において触れたとおり、従来の道元禅師研究において定説を見ていない各種の課題について積極的に挑んだ意欲的な論文であるといえる。

方法論としても、定説を見ない問題であるだけに、従来の研究方法に加えて、仏教思想史という縦の流れと、日本中世史および他宗派の同時代的資料を参照するという横の広がりの方を意識し、そこから導かれる視点をもって道元禅を検討するという、従来の曹洞宗学の枠組みを超えた取り組みを行っている。

それゆえに、従来の研究にない新たな視点の提示を行い得ていると言える。それは以下の通りとなっ

ている。

- ・「一箇半箇の接得」とは、わずかな人数でも良いから真の出家者を育成する、という意味ではなく、誰一人も残すことなく救済する、という意味に用いられていることを明らかにしたこと。
- ・寺院における結界という聖なる領域を道元禪師は設けなかったこと、つまり、清浄性を出家者自身のあり方に求め、法を求める人全てに開いたのであり、仏界と衆生を結ぶという意味での「結界」であることを示したこと。
- ・女身成仏の否定は、男子・女人という世俗的性別の否定であり、出家して僧侶の身となり、やがて仏身となることを指すのであり、道元禪師が批判する聖經が、『法華経』である可能性を指摘したこと。
- ・「重雲堂式」の考察において、叢林における寺院法として「重雲堂式」を捉えたうえで、出家者として守るべき規矩を徹底させ、宗門の子院・分派といった分裂を防ぐ、実質的成文法としてその選述意義が見出されとしたこと、および、「坐禅は僧堂のごとくすべし」とは、他寺院や白衣舎で安居する場合を想定した規矩である可能性を指摘したこと。
- ・「懺悔・滅罪」について、報いは必ず受けるとする道元禪師の思想に基づくと、「滅罪」とは仏教的違犯行為を繰り返さないことを意味している可能性があること、および、道元禪師における「信」とは、明らめるべきものであり、智慧と同等の意味を持つ用例のあることを指摘したこと。
- ・「冥界・顕界」という日本中世社会の世界観から、衆生の在家道としての所願に応えるべく、福田たる出家者は、冥界と顕界を行き来する役割を担い、在家者の世俗的幸福を支える機能を果たしていたこと、および世俗性の強い出家者と、法衣を司る出家者の存在があったことを指摘し、道元禪師には神祇の尊重が見られるものの、それは人民を支配する神国思想ではないことを明らかにしたこと。
- ・造伽藍・造像・造塔については、出家者においては認められないものの、在家者においてはそれが作善として推奨されていたこと、および道元禪師における追善とは法施であり、育父・先妣への追善上堂は、在家者のそれとは異なる意味において、「追善」に関する思想的变化ではないということ。
- ・社会的権威である朝廷（王家）・幕府との関係については、檀越が幕府に対する奉公という職務にあることから、永平寺が治安維持の対象であった可能性のあること。また、道元禪師の「祈晴上堂」が、庄園民、ひいては国土全体の憂いに対応して行われたものであり、道元禪師の護国とは、出家者が戒定慧を修習することであった可能性が高いこと。
- ・そして、道元禪師のさとりととは、衆生救済が成就し終えてからなされるものであり、道元禪師の誓願は、「一箇半箇の接得」の言葉の通り、自未得度先度他であり、道心であったがゆえに、出家至上主義・在家放棄といった教化観には立ち得ないこと。
- ・道元禪師は、布施を受ける出家者は福田であるという自覚に立ち、在家者の所願を諸仏・諸神に伝え、所願の達成を施主に約束するという、仏界と衆生界の媒介者として出家者を位置づけていたこと。

・道元禅師は、自らのさとりを最優先とせず、済度衆生をその使命とする菩薩の有り方を重視し、そのための善業として、持戒・修行・正法理解だけではなく、教化という視点を欠かしてはならないということ。

このように、多くの新知見を提示し得ていることは、極めて高く評価できるものであるといえよう。しかし、その反面、扱う資料が多岐に亘っているため、読解の不十分な箇所が見受けられる。また、論旨の組み立てに関しても、若干強引に結論に結びつけられている部分が見受けられることも指摘しなければならない。この点に関しては、西澤氏の今後の研究活動の中で修正され、説得力の高い成果として再構築されてゆく必要があるであろう。

かかる課題は存在するものの、道元禅師研究の新たな方向性が提示されたものとして、本審査委員会は、今後の継続的考察と論証を要望しつつ、本論文をもって、博士（仏教学）の学位を認定することを可とするものである。